



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤幸二

## 交通労働災害を 防止するために

交通労働災害は、労働者の死亡災害の約2割を占めています。さまざまな業種に携わる労働者に発生する危険があり、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・原動機付自転車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や慌ただしくなる年度末の業務などを配慮し、次の事項についても取組を行いましょ。

### 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故などの危険性について教育する。

### 可視性の向上

- ・他車両からの視認性の向上のために、早朝・夕方には早めに点灯する。

### 交通労働災害防止のためのガイドライン

- ・走行の開始・終了や経路について計画を作成し、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ・疲労・飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか乗務開始前に点呼によって確認する。
- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成するなど、安全について常に意識させる。
- ・雇入れ時などや日常での安全衛生教育を実施する。
- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し目標を定める。
- ・運転者に対して、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や悪天候の場合、安全の確保のための走行中止、徐行運転や一時待機などの必要な指導を行う。
- ・自動車の走行前に点検を実施し、必要な補修を行う。

## こころほっとライン のお知らせ

—メンタルヘルス不調などの相談に対応—

こころほっとラインでは、全国の労働者の皆様やその家族、企業の人事労務担当者の方々からご相談を電話でお受けしています。メンタルヘルス不調や、ストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策などについての困りごと、お悩みなどをご相談ください。

プライバシーは厳守されますので、ご安心してご利用ください。

### 【専用ダイヤル】

0120-565-455 (無料)

### 【受付時間】

月・火 17:00～22:00

土・日 10:00～16:00

※祝日・年末年始を除く

### 【ご利用者】

労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

——— こんな相談ができます ———

### メンタルヘルス不調のこと

- ・こころの悩みについて
- ・人間関係の悩み・仕事の悩みについて

### ストレスチェック制度のこと

- ・ストレスチェックを受ける方法について
- ・ストレスチェックの結果の内容について
- ・ストレスチェックの結果に基づいて医師の面接指導を受けることについて
- ・ストレスチェック結果等の個人情報の管理方法やプライバシー保護の配慮方法について
- ・ストレスチェックをめぐる不利益取り扱いについて

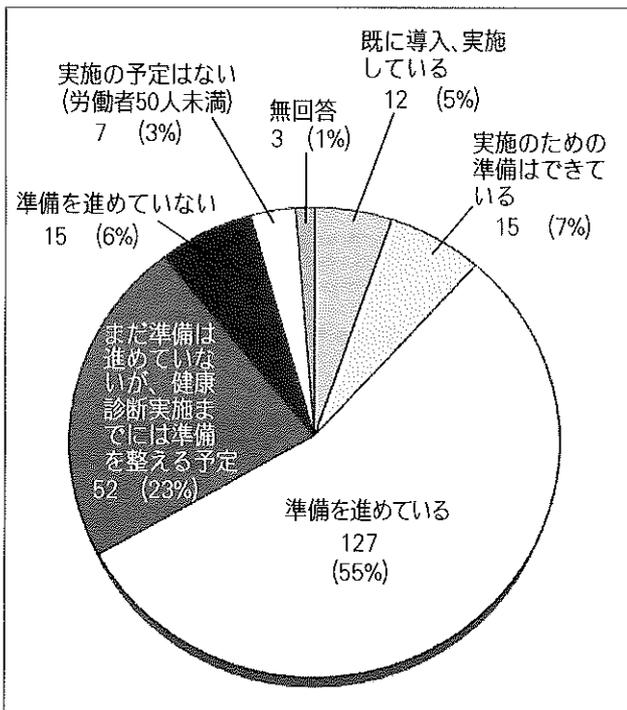
### 過重労働による健康障害のこと

- ・長時間労働による健康への影響について
- ・事業場における健康管理の状況について
- ・長時間労働の削減等の対策について

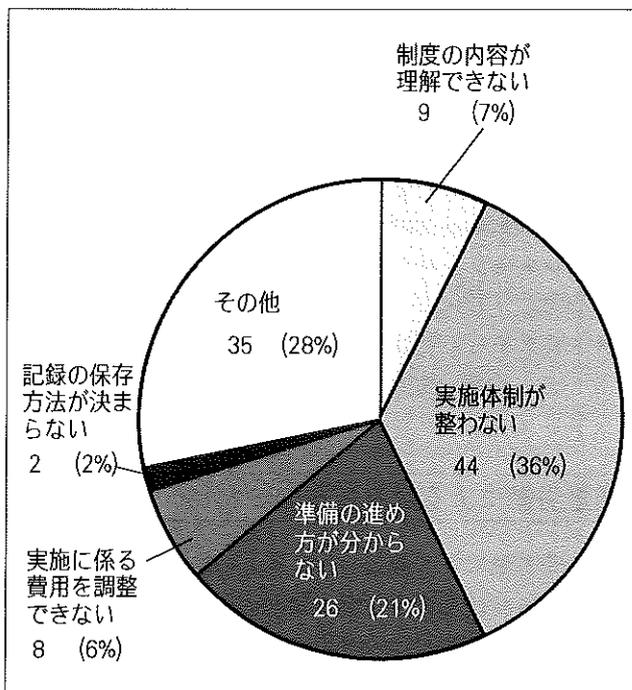
# ストレスチェックのアンケート結果

鳥取労働局では、平成27年12月1日から実施がスタートしたストレスチェック制度について、実施に当たっての問題などを明らかにするために労働者50人以上の事業場を対象にアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

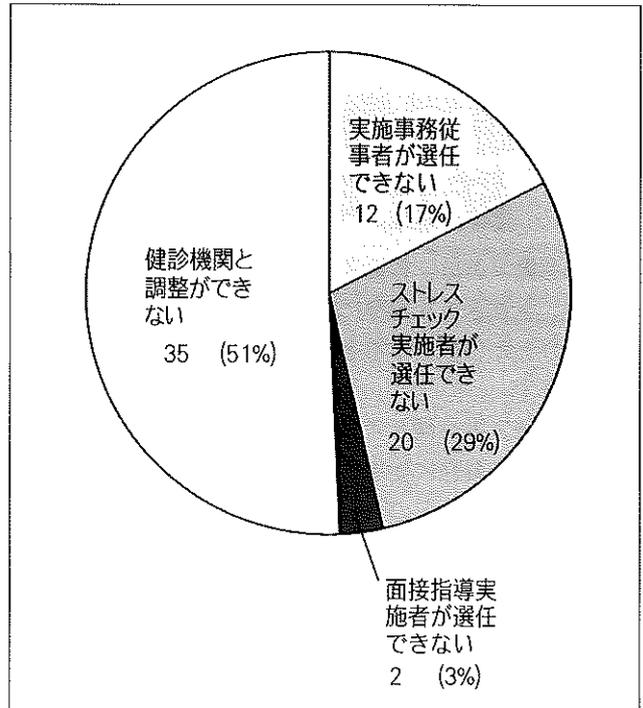
- ・対象事業場453件、回答事業場231件
- ・実施に当たって何らかの問題等を有している事業場162件（全体の70%）
- ・ストレスチェックの準備について



・準備が進まない（進まなかった）理由



・「実施体制が整わない理由」の内訳



このアンケート結果をもとに、鳥取労働局では次の対策を検討していくこととしています。

- ・産業医等の対応に係る能力向上等の方策
- ・健診機関等外部資源活用のための事業者への情報提供
- ・制度概要から実務にシフトしたセミナー等の実施



## 平成27年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」

厚生労働省では、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長132名を「平成27年度の安全優良職長」として顕彰することを決定し、平成28年1月12日（火）に厚生労働省内において、「顕彰式典」を開催しました。式典では、とかしき なおみ厚生労働副大臣から優良職長に厚生労働大臣顕彰状が授与されました。

なお、鳥取県内からは、次の2名が顕彰されました。

- 福本 政雄 氏【㈱ジューケン（鳥取市賀露町）】
- 山下 勝彦 氏【鳥取県中部森林組合（倉吉市大原）】

# 大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果等について

## — 鳥取労働局監督課からのお知らせ —

厚生労働省では、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保のため、監督指導や関係法令の周知・啓発等を行ってきましたが、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握した上で、より適切な対策を講じるため、大学生等を対象にアルバイトに関する意識等調査を実施し、その結果をとりまとめました。

意識等調査結果、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組および各事業主に取り組んでいただきたい事項についてお知らせします。

- 1 意識等調査結果について（アルバイト経験のある大学生、大学院生、短大生、専門学校生1,000人）
  - (1) 経験したアルバイトについて
 

学生が経験した業種は、コンビニエンスストア、学習塾、スーパーマーケット、居酒屋の順に多かった。
  - (2) 労働条件の明示について
 

学生が経験したアルバイトのうち、58.7%が書面で労働条件を明示されなかったと回答（うち、口頭ですら明示されなかったのは19.1%）
  - (3) 学生が経験したトラブルについて
 

学生が経験したアルバイトのうち、48.2%で何らかの労働条件に関するトラブルがあったと回答

    - ・トラブルのうち、労働基準法違反のおそれがあるものは以下のとおり。

準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	13.6%
1日に労働時間が6時間を超えても休憩がなかった	8.8%
実際に働いた時間の管理がなされていなかった	7.6%
時間外や休日、深夜労働について割増賃金が支払われなかった	5.4%

・その他、労使間のトラブルとしては、以下のとおりシフトや仕事内容についてのものが多かった。

採用時に合意した以上のシフトを入れられた	14.8%
一方的に急なシフト変更を命じられた	14.6%
採用時に合意した以上の仕事をさせられた	13.4%
一方的にシフトを削られた	11.8%

- (4) アルバイトによる学業への支障について（主なもの）

試験の準備期間や試験期間に休みをもらえない、シフトを入れられた、シフトを変更してもらえなかった
シフトを多く入れられたり、他の人の代わりに入れられたり、変更してもらえなかったため授業に出られなかった

- 2 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組について
 

以下の取組について、文部科学省、大学団体等と連携して推進することとしています。

- (1) 事業主団体への要請等
  - ア 事業主団体への要請

労働基準関係法令違反のみならず、無理なシフト設定等学業に支障をきたすようなトラブルも見受けられることから、労働基準関係法令の遵守や学生は学業が優先であること、無理な人員配置を控えていただくことなどについて要請を実施。

- イ 学生アルバイトが多い業界団体等への要請や意見交換

学生アルバイトが多い業界の団体等に対し、学生アルバイトを活用する上での課題について文書要請や意見交換を実施。

- ウ 都道府県労働局長による助言・指導等の実施
- (2) 周知・啓発など情報発信のさらなる推進
  - ア チラシ・冊子等の作成による周知・啓発
 

学生アルバイトに関する具体的な問題事例等や試験期間におけるシフトの設定に配慮いただきたい事等を示したチラシ・冊子等を作成し、周知・啓発に努める。また、労働条件通知書のモデル様式を学生に配布し労働条件確認の利用促進を図る。
  - イ 高校生向けアンケートの実施による実態把握
 

高校生向けアンケートを実施して実態把握を行い、今後の対策につなげる。
  - ウ 高校生に対する労働法教育の充実
 

労働法について、高校の公民等の授業の中で教えやすく生徒も学びやすいような教材を含む学習プログラムを作成。
  - エ 高校、大学等への労働法制の普及に係る講師派遣やセミナー等の実施
 

大学の学生支援部署の職員向けの冊子等の作成・配布。
  - オ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの全国での実施等

- (3) 相談への的確な対応
  - ア 大学における出張相談（新規）
 

学生数が多い大学等を中心に年1回程度（アルバイトキャンペーン期間中）、都道府県労働局による出張相談を実施。
  - イ 労働基準監督署、総合労働相談コーナー等における相談対応

労働基準監督署、総合労働相談コーナーにおいて、懇切丁寧な対応を行う。

アルバイトキャンペーン期間中に若者相談コーナーを常設する。

夜間・休日は、無料の電話相談ダイヤル「労働条件相談ほっとライン」で相談対応を行う。

- ウ 申告、相談がなされた事業場に対する優先的な監督指導の実施

学生アルバイトの方がいつでもメールで相談できる「労働基準関係情報メール窓口」に寄せられた相談を含め、労働基準関係法令違反の申告・相談がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を図るよう指導を実施する。

- 3 各事業主に取り組んでいただきたい事項
 

学生アルバイトについて、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての配慮をお願いします。

平成28年4月1日  
女性活躍推進法が  
全面施行されます

一般事業主行動計画の策定等は  
進んでいますか？

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、平成28年4月1日までに、

- ① 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析を行った上で、
- ② ①を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表を行い、
- ③ 行動計画を策定した旨の労働局への届出をし、
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報公表などを行うことを義務づけています（300人以下の事業主は努力義務）。

また、行動計画の策定等を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定（3段階）を受けることができ、認定マークを商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。

さらに、行動計画の策定等に取り組んだ企業を対象とした女性活躍加速化助成金をご活用いただくことができます。

厚生労働省ホームページでは、「女性活躍推進法特集ページ」において、行動計画策定のための支援ツール、情報の公表先へのリンク及び女性活躍加速化助成金等の情報を提供しています。また、下記の鳥取労働局ホームページから当該ページへ簡便にアクセスできるようリンクも設けていますので、是非ご利用ください。

お問い合わせ先：

鳥取労働局雇用均等室  
Tel：0857-29-1709

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

※雇用均等室は、平成28年4月1日から雇用環境・均等室（仮称）に変更されます。

## (学)米子自動車学校と (一財)鳥取県観光事業団が くるみん認定を受けました

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）において、常時雇用する従業員が101人以上の企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るために、一般事業主行動計画を策定することが義務とされています。（100人以下の企業は努力義務）

次世代法では、この策定した計画の目標を全て達成し、一定要件を満たすと、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

この認定を受けると“くるみん”マークを名刺や自社商品等に表示することができ、「子育てサポート企業」として広くPRすることができます。

また、次世代法は平成27年4月に改正施行され、法律の有効期限が平成37年3月末まで延長されるとともに、新たな特例認定（プラチナくるみん認定）制度が創設されています。

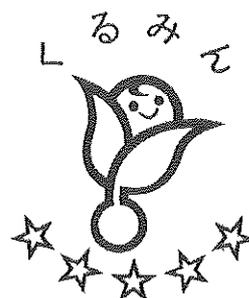
鳥取県内では、平成27年12月に、「学校法人米子自動車学校」（米子市）、平成28年2月に、「一般財団法人鳥取県観光事業団」（鳥取市）が新たに認定を受けました。これで、県内における認定企業は16社（うち3社は2回認定）となります。

計画期間内に、米子自動車学校は無給であった看護休暇を有給休暇とするように就業規則の改正を行う等、鳥取県観光事業団は年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、学校行事等に合わせた有給休暇取得を促進する等、各社積極的に子育て支援対策に取り組みました。

これを受け、2月29日、鳥取労働局にて、くるみん認定通知書交付式が開催されました。

皆様方の企業でも、人材確保の観点から、是非、この取組を進めて「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を目指しましょう！

詳しくは、鳥取労働局雇用均等室（☎0857-29-1709）までお問い合わせください。



# 平成28年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉掛 (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~15日・実技1日) 受講料23,245~21,085円	ガス溶接 (学科1日・実技1日) 受講料 11,664円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~15日・実技1日) 受講料25,405~21,085円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~15日・実技1日) 受講料25,405~22,165円
4月	①鳥:学科5(火)、6(水) 実技11(月)~15(金) ②米:学科21(木)、22(金) 実技27(水)~5/9(月)		①倉:学科7(木) 実技11(月)~21(木) ②米:学科20(水) 実技26(火)~5/20(金)		
5月	③倉:学科11(水)、12(木) 実技13(金)~17(火) ④米:学科19(木)、20(金) 実技23(月)~30(月)		③米:学科18(水) 実技23(月)~6/10(金)	①鳥:学科31(火)、6/1(水) 実技6/3(金)~14(火)	
6月			④鳥:学科15(水) 実技16(木)~7/2(土) ⑤米:学科30(木) 実技7/5(火)~23(土)	②米:学科21(火)、22(水) 実技24(金)~7/9(土)	
7月	⑤倉:学科11(月)、12(火) 実技13(水)~16(土)	①米:学科25(月) (学生7/29(金)) 実技8/1(月)~8/5(金) (学生含む)			米:学科26(火)、27(水) 実技8/1(月)~9(火)
8月		②鳥:学科17(水) (学生含む) 実技18(木)~26(金) (学生含む)			
9月	⑥鳥:学科1(木)、2(金) 実技7(水)~14(水)		⑥鳥:学科29(木) 実技10/5(水)~26(水)	③倉:学科20(火)、21(水) 実技23(金)~10/4(火)	
10月	⑦米:学科5(水)、6(木) 実技7(金)~17(月) ⑧倉:学科24(月)、25(火) 実技31(月)~11/4(金)		⑦倉:学科27(木) 実技31(月)~11/16(水)		
11月			⑧米:学科28(月) 実技29(火)~12/17(土)	④米:学科10(木)、11(金) 実技17(木)~29(火)	
12月		③倉:学科2(金) (学生含む) 実技6(火)~8(木)			
H29	⑨米:学科1/26(木)、27(金) 実技1/30(月)~31(火)		⑨米:学科2/2(木) 実技2/3(金)~10(金)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料16,200円	有機溶剤 (学科2日) 受講料12,744円	特定化学物質・四洲鉛等 (学科2日) 受講料12,744円	石綿 (学科2日) 受講料12,636円	乾燥設備 (学科2日) 受講料12,312円	プレス機械 (学科2日) 受講料12,312円
月	①倉:学科4/18(月)、19(火) 実技25(月)~26(火)	①鳥:学科7/19(火)、20(水)	倉:学科9/5(月)、6(火)	倉:学科1/10(火)、11(水)	倉:学科12/13(火)、14(水)	倉:学科8/29(月)、30(火)
日	②倉:学科10/18(火)、19(水) 実技20(木)~21(金)	②米:学科11/14(月)、15(火)				

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

## 免許試験準備講習・実技教習

第1種・第2種衛生管理者 受講料20,520円~15,336円
倉:学科8/8(月)、9(火)
クレーン運転実技教習 受講料77,760円
米:ポリテクセンター米子(随時実施)

## 鳥取地区免許試験

[第1種・第2種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)]

日時:平成28年10月15日(土)

場所:倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

受付:持参(当協会、中部支部、西部支部)

8月29日(月)~31日(水)

郵送

8月16日(火)~26日(金)

## 東部支部だより

### 「電気機械器具等最低賃金」の適用除外業務について

皆さんご存じのように、鳥取県内では鳥取県最低賃金が定められており、平成27年10月4日発効で、現在、時間額693円となっております。

これとは別に、特定（産業別）最低賃金が定められており、鳥取県内では2種類、I「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（以下、「鳥取県電気機械器具等最低賃金」と略します。）『時間額753円・平成27年12月19日発効』とII「鳥取県各種商品小売業最低賃金」『時間額710円・平成27年12月19日発効』があります。

このうち、「鳥取県電気機械器具等最低賃金」の適用に誤りがある事例が鳥取労働基準監督署管内で散見されています。その適用誤りの多くは、適用除外業務の解釈誤りで生じています。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を行う事業場で働く労働者には、「鳥取県電気機械器具等最低賃金」が適用されます。

そして、例外的に、以下の①～④の適用除外者、

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

には、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

ところが、④の適用除外者についての判断が誤っているケースが多くなっています。

④の適用除外者は、まず、「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者でなければなりません。そして、その業務は、「手作業」又は「手工具」若しくは「小型動力機」を用いて行っていないと見受けられます。

誤っているケースでは、単に「手作業」だからという理由で、「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」以外の業務に主として従事しているのに適用除外者と誤って判断しており、検査業務に主として従事する者を適用除外業務に従事と誤っているケースが多く見受けられます。

また、「取付け」の業務に従事してはいるのですが、手作業又は「手工具」若しくは「小型動力機」を用いて行っていない、例えば、「はんだ」による取付けに主として従事する者を適用除外業務であると誤っているケースが多く見受けられます。

検査業務に主として従事する者、「はんだ」による取付けの業務に主として従事する者は「鳥取県電気機械器具等最低賃金」が適用されます。

適用の判断に誤りがないよう、再度確認をお願いします。

## 安全衛生教育等 各種講習会のご案内

東部支部では、平成28年度に次のとおり各種講習会の開催を予定しております。具体的な開催のご案内はその都度ホームページに掲載することとなりますが、労働安全衛生法に基づく特別教育などは教育を受けていないまま業務に就くことは違法となりますので、該当者が着実に受講されるよう適切な受講計画を立てていただきたいものです。

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ① 新入社員安全衛生教育        | 5月23日          |
| ② 職長・安全衛生責任者教育      | 6月2・3日         |
| ③ 安全管理者等安全管理担当者研修   | 6月16日          |
| ④ 安全管理者選任時研修        | 7月12・13日       |
| ⑤ 安全衛生推進者養成講習       | 7月26・27日       |
| ⑥ 低電圧取扱業務特別教育       | 8月4日           |
| ⑦ 自由研削といし取替え等業務特別教育 |                |
|                     | － 学科 － 8月23日   |
|                     | － 実技 － 8月24日   |
| ⑧ 衛生管理者等衛生管理担当者研修   | 9月9日           |
| ⑨ 5トン未満クレーン運転業務特別教育 |                |
|                     | － 学科 － 9月16日   |
|                     | － 実技 － 9月17日   |
| ⑩ アーク溶接業務特別教育       |                |
|                     | － 学科 － 10月3・4日 |
|                     | － 実技 － 10月5・6日 |
| ⑪ 酸素欠乏危険作業特別教育      | 10月17日         |
| ⑫ KYT(危険予知訓練)研修     | 11月8日          |
| ⑬ タイヤ空気充てん業務特別教育    | 11月17日         |
| ⑭ 労務管理研修会           | 12月7日          |
| ⑮ 職長・安全衛生責任者教育      |                |

(再教育を含む) 29年1月26・27日

なお、上記のうち座学の会場は全て鳥取県労働基準協会(鳥取市若葉台南1-17)の2階大研修室となります。

おって、上記の日程は講師の都合等やむを得ない事情が生じたときには、変更する場合がありますことをご了承ください。また、特に要望等があった場合等には、予定外で追加開催をすることがあります。

### 「定期会員会議」開催のお知らせ

鳥取県労働基準協会東部支部では、平成28年度の定期会員会議を次のとおり開催します。会員事業場の皆様のご出席をお願いします。

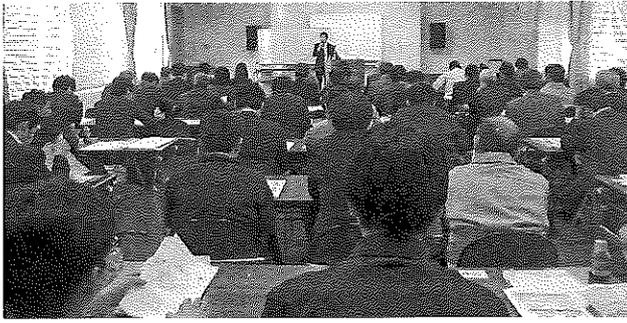
- ・ 日 時 平成28年4月22日(金) 15時
- ・ 場 所 白兔会館(鳥取市末広温泉町556番地)

## 西部支部だより

### 平成27年度労務管理研修会を開催

西部支部では、平成28年2月10日(水)13時30分から米子食品会館において、約60名の参加を得て『労務管理研修会』を開催しました。

研修会では、米子労働基準監督署の神田哲郎署長のあいさつの後、同署山本崇労働基準監督官から、『労働基準法のポイント』、赤井淳一給付調査官から、『心理的負荷による精神障害の労災認定基準』について説明がありました。続いて、大阪労働局紛争調整委員会の『紛争調整委員』引田孝特定社会保険労務士から『職場のトラブル～防止と解決のために～』と題する講演がありました。



### 各種講習会の開催についてのご案内

平成28年度に西部支部で実施する講習会・特別教育は次のとおりです。多数の方の受講をお願いします。

- ① アーク溶接等業務特別教育  
学科 5月23日(月)・24日(火)  
実技 5月25日(水)～27日(金)
  - ② 熱中症予防労働衛生教育 6月6日(月)
  - ③ 5トン未満クレーン運転業務特別教育  
学科 6月15日(水)・16日(木)  
実技 6月19日(日)
  - ④ 安全管理者等安全担当者研修会 6月23日(木)
  - ⑤ 自由研削といし取替等業務特別教育 7月7日(木)
  - ⑥ 安全管理者選任時研修 7月20日(水)・21日(木)
  - ⑦ 安全衛生推進者養成講習 8月3日(水)・4日(木)
  - ⑧ 酸素欠乏危険作業特別教育 8月25日(木)
  - ⑨ KYT(危険予知訓練)研修 9月8日(木)
  - ⑩ 衛生管理者等衛生担当者研修会 9月21日(木)
  - ⑪ 職長・安全衛生責任者教育  
10月19日(水)・20日(木)
  - ⑫ 自由研削といし取替等業務特別教育 11月17日(木)
  - ⑬ 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育  
12月9日(金)
  - ⑭ リスクアセスメント研修 平成29年1月12日(木)
  - ⑮ 労務管理研修会 平成29年2月9日(木)
- なお、上記講習会等の開催時期については変更することがありますので、お問合せください。

【受付・問合せ先】

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部(☎0859-34-5876)

### 平成28年の「安全祈願祭」

西部支部では、平成28年1月20日(水)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東康文支部長、松谷哲也副支部長、河津陽文副支部長をはじめ幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部長並びに支部役職員21名と米子地区建災防から斎木之雄会長をはじめ役員7名が出席し、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様方の無事故・無災害、無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



### 『平成27年度第3回幹事会』を開催

西部支部では、平成27年1月20日(水)16時からホテルサンルート米子(米子市西福原)において、米子労働基準監督署の神田哲郎署長と長谷川匡男安全衛生課長を迎えて、『平成27年度第3回幹事会』を開催しました。

幹事会の冒頭、永東康文支部長から年頭の挨拶があり続いて神田署長から『昨年は、安全見える化ととり運動等の取組にご協力いただいた結果、労働災害の増加傾向に歯止めがかかり、今年はこれを定着させる正念場と考えているのでさらなるご協力をお願いします。』と挨拶をいただきました。その後、議事に入り事務局から平成27年度の事業実施状況と事業予算執行状況について報告し、承認をいただきました。

続いて、長谷川安全衛生課長から平成27年の労働災害発生状況について説明があり幹事会を終了しました。

### 「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会西部支部では、平成28年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月21日(木)午後3時から
- ・場所 ホテルサンルート米子  
(米子市西福原1-1-55)

## 中部支部だより

### 新入社員等に対する 教育を行いましょ

もうすぐ新年度を迎えます。新年度になると新入社員がやってきて、初めての業務に従事することとなります。このため、会社としても新入社員に対する安全衛生教育を行うことになるとは思いますが、その内容は作業の手順だけでなく、新入社員が自身の安全と健康を守れるようにするものでなければいけません。

労働安全衛生規則第35条では、労働者が新規に就くこととなった業務について知識不足からくる労働災害を防止するため、雇入れ時等に行うべき教育事項について、次のように定めています。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱いに関する事
- 三 作業手順に関する事
- 四 作業開始時の点検に関する事
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 七 事故時等における応急措置及び避難に関する事
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

新入社員等に対しては労働災害等の防止のため、「どのように作業を進めるのか」ではなく、「この機械のこの部分に、このような事故につながる危険性があり、その事故を防止するためにこの安全装置をつけて、このように作業を進める」、「この化学物質には、このような毒性があり、このような疾病を引き起こす可能性がある。そのため、この保護具を着用して、このように作業を行う」といった説明を行い、「作業手順を守らなければ自身が怪我をするかもしれない」、「保護具をつけなければ化学物質を吸い込んで疾病にかかるかもしれない」ことまで理解させることが必要です。また上記のような教育は、行う側にとっても改めて安全衛生について考えるいい機会となります。

新入社員等に長く安全、健康に働いてもらうため、また会社全体の安全衛生意識の向上のため、新入社員等に対する教育をしっかりと行いましょう。

### 平成28年「安全祈願祭」

中部支部では、本年も「安全祈願祭」を平成28年1月15日（金）に賀茂神社において開催しました。

当日は井木支部長、尾原・泉谷両副支部長及び澤谷安全管理部会長をはじめ幹事並びに事務局職員14名が出席し、会員事業場の無災害と事業の繁栄を祈願しました。

会員事業場の皆様方の無災害と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。

## 平成28年度 安全衛生教育等講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ①安全衛生推進者養成講習 5月24日（火）・25日（水）
- ②巻上げ機運転業務特別教育 一学科— 6月8日（水）  
一実技— 6月9日（木）
- ③安全管理者等安全担当者研修会 6月21日（火）
- ④職長・安全衛生責任者教育 7月13日（水）・14日（木）
- ⑤アーク溶接等業務特別教育 一学科— 8月17日（水）・18日（木）  
一実技— 8月18日（木）・19日（金）
- ⑥5トン未満クレーン運転業務特別教育 一学科— 9月14日（水）  
一実技— 9月15日（木）
- ⑦衛生管理者等衛生担当者研修会 9月28日（水）
- ⑧自由研削と石取替え等業務特別教育 10月12日（水）
- ⑨安全管理者選任時研修 10月26日（水）・27日（木）
- ⑩KYT（危険予知訓練）研修 11月10日（木）
- ⑪特定粉じん作業特別教育 11月24日（木）
- ⑫電気（低電圧）取扱等業務特別教育 12月8日（木）
- ⑬労務管理研修会 29年2月9日（木）

なお、上記の講習会等の開催時期については変更する場合がありますので、お問合せ下さい。

【受付・問合せ先】

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 ☎0858-22-9054

### 「労務管理研修会」を開催しました

雇用形態の多様化が進展する中で労働契約の明確化が求められて、またマイナンバー制度が導入される等企業経営における対応が重要な課題となっております。

このような状況に対応するため中部支部では、本年2月10日（水）倉吉交流プラザ（倉吉市駄経寺町）において「労務管理研修会」を開催し労務管理責任者をはじめ関係者23名が受講しました。研修会では、「マイナンバー制度と事業場の対応」と題して門脇社会保険労務士より講演がありました。

また、倉吉労働基準監督署の宮本監督・安衛課長より「有期労働契約のルールと無期無転換ルールの特例について」説明がありました。

参加者からは、いずれも早急な対応が迫られている課題であり、参考となったとの感想が多く寄せられました。

### 「定期会員会議」開催のお知らせ

中部支部では、平成28年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

○日 時 4月20日（水）午後3時から

○場 所 倉吉シティホテル（倉吉市山根543-7）